

第1回中国木材冠助成事業

審査要項

(目的)

第1条 この審査要項は、一般財団法人おおいた共創基金が行う第1回中国木材冠助成事業の審査に必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は、原則非公開で行う。

2 審査は、助成申請書に基づく一次審査、及び公開プレゼンテーションに基づく二次審査により行われる。両審査ともに審査員が点数をつける得点方式とする。

3 二次審査の対象は、一次審査における各審査員の合計評価点の上位3団体とする。

(審査項目)

第3条 一次審査の審査基準は次に掲げる各項目（以下「審査項目」という）とする。

(1) 提案事業の内容

①社会性・地域性

団体の活動が十分な社会性を有したものであるか。地域のニーズや実情を反映できているか。

②新規性・先駆性

新たな取り組みや視点等の新規性・先駆性がみられるか。

③期待される成果

事業による現実的な成果目標が明確に認識されているか。

④確実性

実施スケジュール及び費用の支出予定、規模等の事業計画が明確に示されているか。

⑤自主性

自主的な事業か。

(2) 提案団体に関する内容

⑥組織・活動状況

事業を実施するための規模や能力が備わっているか。

⑦活動が団体の発展に役立つこと

団体の発展や継続的な展望が見込めるか。

2 二次審査の審査基準は次に掲げる審査項目とする。

①熱意

地域課題を見据えて自らが実施するという気概にあふれているか。

②実現可能性

課題解決に向けて論理的に整理されているか。

③表現力

言葉や身振り、時間配分、資料の作り方などが適切であるか。

(審査採点)

第4条 審査項目ごとに10段階で評価を行い、各審査員が一次審査は70点満点で、また二次審査は30点満点で採点を行う。

区分	評価
大変良い	10点
良い	8点
普通	6点
劣る	4点
大変劣る	2点
審査不能	0点

(判定方法)

第5条 一次審査及び二次審査の各審査員の総合評価点の上位1団体を本助成事業の採択団体とする。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

別紙 1

第 1 回中国木材冠助成事業審査委員会 名簿

(5名)

氏 名	所 属	役 職
いしばし まさひろ 石橋 正浩	中国木材株式会社 国産材事業部	部長
さかもと ただかず 坂本 忠一	公益財団法人森林ネットおおいた	総務部長
さとう あきら 佐藤 朗	大分県農林水産部 林産振興室木材振興流通対策班室	室長補佐
さがら 相良尊徳	森林インストラクター (元日田林工高等学校校長)	

(五十音順)

任期 平成 25 年 2 月 6 日から 3 月 31 日まで